

## 障害者権利法制の確立に関するセミナー

とき:07年11月23日

ところ:札幌市視聴覚障がい者センター



### 開会挨拶 神田直也(DPI北海道ブロック会議名誉議長)

皆さん、こんにちは。

本日、DPI札幌大会開催5周年、併せて、この9月に韓国で開催された、第7回DPI世界会議韓国大会を記念し、このセミナーを開催することとなり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変寒い中、多くの皆さんにご参加をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、韓国からお越しいただきました魏(うい)さん、熊本からお越しいただきました東さん、千葉からお越しいただきました横山さん、東京からお越しいただきました崔さんには、遠路よりお越しいただき、心より感謝と、歓迎を申し上げます。

また、シンポジウムには、来週の定例道議会を控え、自民党・道民会議の清水先生、民主党・道民連合の林先生、共産党の花岡先生、北海道の中野課長、また、後ほどお見えになる、公明党の佐藤先生には、大変ご多忙な時期にもかかわらず、ご出席をいただき、ありがとうございます。

さて、世界113カ国、3,113名が参加して開催した札幌大会も、早いもので5周年を迎えました。

当時の、北海道知事、札幌市長をはじめ、担当部局の方々、また、経済界をはじめとする各界の皆さんには大変なご支援、ご協力をいただき、お陰様で、盛会裏に開催することが出来たと思っております。

今でも、お世話になった方々にお会いしますと、「あの時は、ありがとうございました」と、ごあいさつさせていただきますし、全国の会議で色々な方々とお会いしても、今でも「良い大会だったね」と、言葉をかけていただくほどです。本当に、ありがたい言葉です。

札幌大会では、最終日に「障害者の権利宣言」の成立を目指す、札幌宣言が採択されましたが、後ほど報告があると思いますが、昨年12月、国連において成立し、この9月、日本政府が署名した「障害者権利条約」が、国際舞台で実現されたことは、本当にうれしい限りです。

今年の、障害者週間のテーマは、「みんなでつくる共生社会」です。

誰もが共に暮らせる地域づくりを推進させていくため、本日のシンポジウムが、実りあるものになることを願って、開会のご挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

## 報 告 「障害者権利条約と第 7 回 DPI 世界会議韓国大会について」

西 村 正 樹(DPI 日本会議副議長 & DPI 北海道ブロック会議議長)

私からは、できるだけ簡潔に障害者権利条約の制定過程とその内容。そして 9 月に韓国で開催された第 7 回 DPI 世界会議韓国大会についての報告をさせていただきます。

これまでの国際的な人権に関する動向につきましては、1948 年の「世界人権宣言」以降、1965 年には、「人種差別撤廃条約」が、1966 年には「国際人権規約」、いわゆる「社会権規約」と「自由権規約」が制定されました。その後、1979 年には、「女性差別禁止条約」、1984 年には、「拷問等禁止条約」、1989 年には、「子どもの権利条約」が制定され日本政府は批准をしてきました。

そして、日本政府は、まだ批准をしていませんが、1990 年には、「移住労働者の権利条約」が制定され国際的には、今、申し上げた 7 つの人権条約があるといわれていました。

また、障害者に関する国際的な主な動向としては、1970 年の「障害者に関する人権宣言」以降、障害者の「完全参加と平等」をアピールした 1981 年の「国際障害者年」、1983 年から 1992 年まで進められた「国連障害者の 10 年」があります。この「国連障害者の 10 年」の間中には、日本にも大きな衝撃を与えた ADA(アメリカ障害者差別禁止法)が、1990 年に成立をし、1993 年には、「障害者の機会均等化に関する基準規則」が国連で定められました。この間、国連では、障害者権利条約の制定については、2 回提案がありましたが、実現されませんでした。

「国連障害者の 10 年」終了後には、アジア太平洋地域においては、1993 年から 2002 年までを「アジア太平洋障害者の 10 年」として継続した取り組みが進められ、その最終年の 2002 年に「第 6 回 DPI 世界会議」を札幌で開催しています。そして、2003 年以降は今日まで「新 10 年」として更に継続した取り組みをアジア太平洋地域では進めています。

障害者権利条約については、1998 年の第 5 回 DPI 世界会議の開催国であるメキシコが、その影響も受けて、2001 年にその必要性を国連総会で提案しました。その後、国連に設置された特別委員会で条約の必要性と NGO の参画が確認され、急速に議論が進められました。

そして、ご承知のとおり、一昨年(2006 年)の 12 月 13 日、第 61 回国連総会において、障害者権利条約は、成立しました。議論過程の 8 回の特別委員会と作業部会の議論には、この課題の当事者である多くの障害者や家族、支援者も参画した中で進められました。

また、本日、記念講演をして頂く魏さんの韓国政府代表団には、イ・イクソプ韓国 DPI 会長が入り、日本政府団には、同じく今日、シンポジウムでコメンテーターをして頂く東さんが顧問として参加しましたが、韓国や日本以外の多くの国の政府代表団にも障害当事者が参加していました。

特別委員会では、こうした障害当事者が「Nothing about us, without us ! (私たちのことは、私たち抜きに決めてはならない)」をスローガンとして、制定過程に参画してきており、それは国連史上最大規模のものであったといわれています。

次に、こうして定められた「障害者権利条約」の概要に関するご報告をいたします。

まず、条文構成としては、この条約の理念を示す「前文」と条約全体の基本的、原則的な内容を定めた「総則」と個別の分野や課題に関することを定めた「個別規定」と実施に当たっての規定と最終的な手続きに関する規定によって構成されています。

条約全体の内容を詳細に確認と報告することは時間的に困難なので、極めて重要なポイントに絞って確認させていただきます。

まず、この条約制定は、これまで誰にも保障されることがなかった新しい権利を障害者に対して保障するものではないということです。つまり、この条約によって、障害のない人がもっていない特別の権利を障害者のために創設するものではないということです。それは、障害者が自らの障害を理由として、障害のない人にとって

の当たりまえの生活や普通のことができない状況に追い込まれていた現実を改善し、その失われてきた、ごく普通の暮らしや権利や尊厳を回復していくためのものであるということです。

また、障害の概念に障害のある人とその人を環境との関係を示唆しました。そして、失われたものを回復するための新しい概念として障害者が障害を理由として受けてきた制限や制約の解消または軽減のために必要なことを「合理的配慮」と定義し、そうした配慮を提供しないことを原則的に差別と定義しました。この概念こそが、これまでにない新しい概念といえます。

そして、こうした概念に基づき建物、交通機関、情報及び司法へのアクセスや労働、教育におけるインクルーシブなどについて、更に個別に記載されています。

今後は、訳文やそれぞれの内容と国内や障害者の現状が検証されながら、その批准に向けた作業が政府と障害者団体との間で進められていくことになっています。

以上が、この条約の制定に至る背景と経過及び条約の概要になります。

では、この権利条約を批准するとは、どのようなことなのか確認したいと思います。

さきほど申し上げましたように日本政府としては、これまで様々な人権条約の批准と国内履行を進めてきましたが、条約、制度的には、その国の憲法と国内法の間位置づけられるといわれています。

つまり、国内法がその批准した条約の内容に反したものである場合は、その内容の改正や、条約の理念を実現するための法整備等が求められるということです。

例えば「女性の差別禁止条約」に関して確認すると、「男女共同参画社会基本法」制定と基本計画策定がありますし、他にも「雇用機会均等法」改正や「DV 防止法」の制定があります。「難民条約」に関しては、「国民年金法」、「児童手当関連法」からの国籍条項の撤廃や出入国管理令の「退去共生事由」の削除といった実績があります。

しかし、「子どもの権利条約」については、国内法の見直しをしないことを前提として批准していますので、私たちは、当事者の立場からきちんと私たちの声を発しながら、障害者権利条約の批准に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

続きまして9月5日から8日まで4日間にわたって韓国で開催された「第7回 DPI 世界会議韓国大会」について報告をします。

この大会は「私たちの権利、私たちの条約 そして、すべての人のために 国際的な行動に向けての次のステップ」をテーマとして71の国と地域から日本の300人以上の参加者を含めて約2,700人が集いました。

初日は、開会式シンポジウム、歓迎レセプションが開催され、2~3日目は、全体会と分科会。そして、最終日には、総会と閉会式が行われました。

プログラム内容は、権利条約を中心として企画・構成され、分科会テーマとしては、条約の条文を基本として「女性障害者」、「国内履行とモニタリング」、「自立生活」、「教育」、「強制的治療」、「雇用」、「移動」等の34のテーマに分かれ、日本からは、20名余りが発言者として出席しました。

また、関連企画としては、会議2日目の夜には、「世界女性障害者交流会」と「日韓差別禁止法セッション」が開催されました。

3日目には、ランチタイムと夜に「IL グローバルサミット」が開催されています。

そして、最終日には、ソウル宣言として、「新条約の批准と実行に私たち自身が権利条約と同じく参画していくこと」、「条約の理念が現実化され、すべての人々が尊重される社会の実現に向けた行動」を進めていくことが確認されました。

最後に、この大会で DPI 世界の新たな議長として、DPI ラテンアメリカブロック会議からペルーのウィルフレド・グズマン氏が選出され、DPI 日本会議の中西正司常任委員は、財務担当役員として再選されたことを報告して、私からの報告を終了いたします。ありがとうございました。

## 記念講演

### 『韓国障害者差別禁止法と私たち(韓国 DPI)の取り組み』

魏 文 淑 氏(韓国 DPI 事務処長&ソウル DPI 会長)

・通訳 崔 榮 繁 氏(DPI 日本会議事務局)



#### プロフィール

1986年、障害者運動の始まりである障害者問題研究会「オルリムト」の副会長就任。1999年に障害者失業者連帯事務局長、2002年にソウル DPI 事務局長就任。その後、全国自立生活団体協議会(準備会)副委員長や雇用奨励金縮小阻止のための全国民対策委員会広報チーム長陽川自立生活センター理事(～現)を歴任。2004年、ソウル DPI 会長に就任して現在に至る。2006年に韓国 DPI 事務処長就任。現在、韓国筋肉障害者協会理事(～現)韓国障害者人権フォーラム理事(～現)などを務めている。

みなさん、こんにちは。韓国から来ました魏文淑(うい むんすく)と申します。

5年前に着た札幌に、この雪の季節にまた来られて嬉しく思います。

韓国の状況をお話する前に、まずご挨拶をしたいと思います。先程、西村さんのお話にもありましたが、9月に韓国で世界会議があったのですが、日本の方々がたくさん参加してくださいました。それによって世界会議の内容がとても豊かになったことと、熱意を持って参加くださったことに感謝申し上げます。

私に与えられた時間の中で、どれだけの韓国の差別禁止法のことをお話できるかわかりませんが、一生懸命にお話していきたいと思います。

韓国で本格的に障害者運動が始まったのは、1986年からです。

1986年に「みんなとともに」という団体を作って、障害の問題は個人の問題ではなくて社会の構造であり、国が考えるべき問題であるということで始まり、それが韓国 DPIにつながっていきました。

同じ86年に日本では、日本で初めての自立生活センター「ヒューマンケア協会」ができたと聞いています。

自立生活運動について言えば、日本が86年とすれば、韓国の場合は5年前の2002年からです。

自立生活運動は、日本と韓国だけではなくて世界の流れになっています。

韓国では現在、自立生活の理念を広げているところです。

86年以降、そうした運動が始まって差別禁止法ができるまでということがあったのか、簡単にご説明したいと思います。

いま韓国で障害者に関する法律というのは、11あります。

資料では、「特殊教育振興法」から「障害者差別禁止および権利救済に関する法律」(以下、差別禁止法)まで8つをあげています。

この中で障害当事者が運動の中で勝ち取った法律というのは、「交通弱者の移動便宜増進法」と「差別禁止法」があります。

去年、「障害者福祉法」が改正され、非常に大切な自立生活という項目が入りました。

「障害者企業活動促進法」というのは、障害者全体の雇用というよりは、就労して企業活動している障害者のための法律です。

資料で 8 つの法律をあげていますが、韓国障害者の生活の状況は権利をきちんと保障されているとは言えません。そうしたいいくつかの背景から「障害者差別禁止法」ができたわけです。

「障害者差別禁止法」が出来た背景ですが、これは他の国も同じだと思いますが、DPI が出来て当事者主義が広がったからです。ですから、簡単に言えば、私は障害者ですが、権利を持つ国民であると認識を持つようになりました。そして、もうひとつはアメリカなどの国で ADA(アメリカ障害者法)など障害者に関する法律などの情報が入ってくるようになった。それまで、政府が少しずつ与えてくれたサービスという考えから、障害者が社会に参加して生活していくための社会的基盤が必要であるという認識を持つようになりました。これは言い換えれば、社会の環境が変わっていかねばならず、それに対して私たちは権利を主張できるという考えに変わったということです。

当時の調査で、障害者の 73.7% が差別を受けたという経験があり、そのうちの 66.1% が障害のない人たち(韓国では、非障害者と表現)の偏見によるものであると答えています。

そして、あと 1 ヶ月の任期しか残していませんが、盧武鉉(ノムヒョン)大統領の選挙公約が「差別禁止法」を作るということでしたが、結果的に公約を守ったということになります。しかし、盧武鉉(ノムヒョン)大統領が公約を出すときにあげた分野は、障害、学歴、移住労働者、性別、年齢の 5 つでした。

でも、私たちは「差別禁止法」を作るにあたってすごく悩みました。盧武鉉(ノムヒョン)大統領があげた 5 つの差別のうち、例えば、移住労働者は雇用のことが中心になっている。しかし、障害の問題は韓国以外でも同じだが、雇用だけではなく様々な問題があります。

韓国には国家人権委員会というチェック機関がありますが、私たちは障害者独自の差別禁止法が必要であると訴えました。「障害者差別禁止法」を作るにあたって、2 つを入れなければいけないというものがありませんでした。

それは、1 つは障害者の差別を扱う上で独立した差別是正の機関です。そして、韓国にはありませんでしたが、懲罰的な制度を入れるということでした。ですから、私たちは今までにない権利保障の法律を望んで活動してきました。

それは、すべて思ったとおりにはなりませんでした。他の内容もご説明しながら「差別禁止法」を見ていきたいと思います。

当時韓国にあった 60 くらいの主要な団体が、差別禁止法を作ろうとネットワークを作りました。

先程あげた 2 つ以外にも、いろいろな方針がありました。

まず、「障害者差別禁止法」というのは、社会的な合意が必要であるということです。例えば、国会議員何人が法案を出して作ろうと思えば作れるが、生活全体に関わる法律なので、1 つめに当事者自身が法律を理解する必要があります。そして、2 つめに実効性のある法律にするという方向性です。

これまでいろいろな法律や制度が出来てきましたが、肌で感じられないということがたくさんありました。それでは駄目です。

そして、3 つめですが、韓国には障害関連の法律がありますが、ここで、事実上の上位法というべき法律がないわけです。4 つめは、人権法としての権威と力がなければならぬ。5 つめは、懲罰、賠償です。この 5 つの方向性ということで私たちは運動を進めました。

まず差別新規法を作ろうということをはじめたのは 99 年頃からありましたが、その時はコンピューターのオンライン上での働きかけでした。資料にはありませんが、連帯の枠が出来たことを運動の出発点として見るのであれば、2002 年が出発点になると思います。

最初始めた頃に、大学の教授や弁護士の協力者がいましたが、この動きが社会に現れるまでには 2 年くらいかかりました。幸い、関わってくれた専門家は、当事者の経験などを生かしていかなければいけないということをしきりと理解してくれていました。

その中から生まれたのが「障害者差別禁止法制定推進連帯」(略称:障推連)というのが、2002年11月に誕生しました。正式な出発式は2003年ですが、事実上2002年ですね。

資料の7ページからをご覧くださいただけると分かりますと思いますが、公聴会や公開討論会が出ています。

そして、資料8ページの2003年11月に「障推連」の法制定専門委員会の法案小委員会で草案を作り上げます。そして、何十回もの公聴会や討論会が持たれました。韓国の南にある済州島(チェジュド)も含めた国土巡回も行いました。

その草案を作るために内部でも激しい議論がありました。経済界の人がテレビなどで露骨に反対を表明することなどもありました。国家人権委員会に対しても私たちは占拠ろう城ということを何度もしました。

2006年11月には韓国経営者協会糾弾大会と商工会議所を占拠したりもしました。

このときはろう城、占拠したということで罰金を科せられましたが、それに対して逆に提訴を行い、罰金の額を減らすということを実現しました。この前に、このための資金集めの小さなパーティも開きました。

韓国では「差別禁止法」を作る期間と国連で進めていた権利条約策定のプロセスが重なっていました。

ですから、スウェーデン、インド、香港から人権委員会の方ですとか、機会均等委員会の方をお呼びして他国の制度も多く学びました。

99年から運動が始まったと見れば、8年です。2003年の草案が出来たときから見れば、4年の闘いの末によりやく「差別禁止法」が出来たこととなります。差別禁止法が出来たと喜んでいらっしゃる方もいらっしゃいますし、少し喜ばない人たちもいます。喜ばない理由は、先ほどあげた2つの核心が抜けてしまったからです。

しかし、韓国の障害者が死ぬわけではない。むしろ、新しいスタートをしていくということで覚悟をしています。

残念な点もありますが、出来上がった差別禁止法の内容について、これからご説明します。

韓国の障害者差別禁止法は、総則、差別禁止、障害女性及び障害児童、障害者差別是正機構及び権利救済等、損害賠償・立証責任等、罰則の6章から成り立っています。

個別に見てきますと、障害の概念では、これまでADL(日常生活動作)に基づいた考え方が中心でしたが、社会生活の制約ということが入っていることが多少評価できます。差別の概念については、直接差別や間接差別、そして合理的配慮の欠如、広告を通じた差別など、それまでの抽象的なものから多少なりとも具体的なものを盛り込むことができました。そして、他の法律にはない自己決定権とか自己選択権という条項が入っていることも重要だと思います。

次に差別の領域と分野ですが、具体的に規定されていることが重要です。

そして、差別の救済ですが、それまでなかった「障害差別是正小委員会」というのが、国家人権委員会の中にできたということです。これは私たちが望んでいた政府から独立した是正機関ではなく、国家人権委員会の中に置かれた小委員となりました。

これは、それまで障害差別を扱う部署がなかったことを考えると喜ばしいのですが、政府の中に置かれてしまことは限界もいろいろとあります。

損害賠償の立証の際も46条を見てもらえると分かりますと思いますが、かなり要件を柔らかくしています。それは大切です。しかし、残念な点は立証責任についてですが、自分が差別を受けたと立証するときに被害者と加害者に立証の責任が配分されたということです。これは差別があったと訴えた被害者が、それを証明しなければいけない。そして、加害者側は、差別はなかったということを証明しなければいけない。ご存知のように、これはすごく曖昧な部分です。

次に罰則についてですけれども、49条をご覧くださいただければ分かりますが、3000万ウォン以下の罰金あるいは刑事罰まで課することができるようになっています。これは今までにない強いものです。

さらに女性障害者と障害児に対する個別の規定、そして、精神的障害という規定がありますが、これは知的障害者を含んでいますが、これが入ったことが大切です。

それで国会を3月に通過して、4月に公布され、その後1年経ってから施行されますが、その間に施行規則を作らなければなりません。そのために「障害差別是正小委員会」で担当する人員を決めていかなければいけません。運動側からは、最低65人くらいいれば仕事が出来ると要求しましたが、人権委員会は20名で十分だと今も対立しています。法律が出来た後にも交渉したり、妥協したり、闘ったりすることがたくさんあると思います。

簡単に経過をお話しましたが、差別禁止法ができあがっても、いまだに闘っています。

次に韓国における意義について整理してみました。

障害者差別に対する権利の救済ですが、差別と救済について明文化したのは韓国では初めてで、これに大きな意味があるということが1つめです。

さらに今年の3月以降、国家人権委員会が包括的な差別禁止法を作ろうと準備し、現在は国会に法案を提出しています。最初は20分野の差別について、団体やNGOと交渉してきましたが、いざ法律案を見てみると14分野に減っており、市民からはかなり反発を受けています。

2つめの意義として障害者に対する差別というのが、社会化されたということが言えると思います。

社会化は、多くの人々が理解しなければいけないことなので、多くの地域で多くの人たちにとってこそ社会化が進んでいくと思います。

3つめは、障害当事者の声が増え盛り込まれた法律であるということです。言ってみれば、上からではなく下からの運動で結実したと言えると思います。さらに少数の当事者ではなく、連帯を通じて多くの人と闘い勝ち取ってきた結果であると言えると思います。

成果ということでは、法律ができた後に法律を監視したり、評価したり、施行規則を作るという仕事が残っていますので、あくまで中間成果ということになりますが、韓国の差別に対する意識を成熟化させたと言えると思います。やはり、大枠の変換があったとみることができると思います。

これは福祉から人権に、対象から主体にというパラダイム転換(概念的枠組みの変化)です。

私たちは今まで主人公ではなく、対象でしかなかった。これからは主人公として、サービスをありがたく受け取るのではなく、権利として受け取るものだということが分かった。そして最後の意義として申し上げたいことは、政府とのパートナーシップというものが少しだけ出来たということです。障害者運動の同士として申し上げるならば、どこも同じかもしれませんが、公務員の中には不親切で自分の仕事だけという人がたくさんいると思います。皆さんも同じように怒ったり、悔しい思いをしたことがあると思いますが、「障害者差別禁止法」を作るにあたって政府の役人と一緒に作ることで、少しだけパートナーシップができたと思います。

意義についてお話しましたが、法律ができた後にも課題は残っていると思います。

さらに施行例と施行規則をきちんと作っていかなければいけないと思います。そして、韓国にあるすべての法律や制度を整備していかなければいけません。今までも差別禁止法の広報、啓発運動をしてきましたが、これからも法律の中身を知らせていくことが必要です。

例えば、善意の非障害者で何も知らない人が、差別行為をして裁判までなることが障害者の生きる上での質向上になるといえるのか。むしろ、障害のない人や社会と不必要な衝突を避けるためにも、「障害者差別禁止法」をきちんと知らせていくことが必要です。法的にそうした人々を罰するというよりは、障害のある人もない人もともに暮らしていける社会を作るために焦点を当てることの方が大切だと思うからです。

ですから、差別禁止法についてのメニューですとか、適応の内容やできあがってきた過程などをまとめて、知らせていくためのマニュアルが必要です。

そして、差別を受けないための予防策と教育が必要になってくると思います。

韓国はまだ批准していませんが、国連の障害者権利条約との関連で、障害者差別禁止法との整合調整を進めていかなければいけないと思います。

お話した以外にも課題はあると思います。

こうした課題は、これから私たちがきちんと取り組んでいかなければいけないことです。

私は日本の方が先に差別禁止法を作らなくてはならないと運動を始めたと聞いています。

いま世界には差別禁止法などの法律を持っている国が約40カ国あると聞いています。

日本でも近いうちに障害者の差別を禁止するような法律が出来ることを願っています。これは誰かが作ってくれるというものではありません。家にいる家族が作ってくれるものでもなく、私たちの地域にいる親切な公務員が作ってくれるものでもありません。私たちと一緒に活動している同士が作るものです。

その運動を進める人は、性別も関係ないし、障害の種別も関係ないし、程度も関係ありません。

私たちが差別禁止法を作ったのは、障害のない人よりも豊かになるために作ったものではありません。

これは障害のない人たちが享受している権利を、私たちも享受することを保障されるためのものです。

これはすべての人のためのものだからです。

韓国の差別禁止法をご覧になって、韓国の良い所、悪い所を選択してもらい、より良い法律を作ってくださいることを願っています。

そして、障害者権利条約の批准について、全条項の批准と選択議定書の批准を同時に批准することを日韓の両国で進めていきたいと思います。

以上、私のお話とさせていただきます。ありがとうございました。

## 司会

魏文淑(うい むんすく)さん、ありがとうございました。

ここで、会場から質問をいただきたいと思います。

## 質問1

経済界からの反対があったそうですが、また政党では3つの案が出されて審議されていったそうですが、そもそも、この法案に反対する政党はなかったのでしょうか。

## 魏文淑(うい むんすく)

結論から申し上げますと、国会議員は197人いますが、そのうち欠席した1人を除いて196人の合意で採択されました。経済界は、企業に対して利益にならないと反対をしてくれました。経済界の方では雇用促進法とか、企業活動の法律があるので、これ以外に新たな禁止条項を作るということは、企業の活動についてどう考えているのかという反対でした。

少し細かく説明しますと、最初に民主労働党という政党が、障推連の案を発議しました。

その案を作った障推連は、厚生労働省の管轄ではなく、法務省の管轄できちんとした法律を作りたいと運動してきました。それが民主労働党を通じて案を出すことはできましたが、民主労働党は少数ですし、さらに党内では法務省よりは法制省がやるべきではないかという雰囲気もありました。

民主労働党の案と与党ウリ党、さらにハンナラ党の3つ全部がそれぞれ案を出しました。結局、与党の案が妥協を経て国会を通過したので、削られた部分も多くあります。

## 質問2

韓国には精神障害者の組織が最近1つできたと聞いています。法律作成時にはなかったと聞いていますが、そういう状況の中で今後どのように精神障害者に法律を認識して実感のあるものにしていこうとしているのか、何か案があれば教えていただきたいと思います。

### 魏文淑(うい むんすく)

おっしゃったことは難しい課題だと思います。精神障害者の当事者団体というのは、私の知る限りではまだありません。知的障害者の団体は1つできたと認識しています。ですから、知的障害や精神障害の方に一人ひとりに説明をしていくということは今のところ無理ですから、まず当事者団体を組織化していくことが課題であると思っています。

### 質問3

韓国の地方自治の関係が分からずに質問しますが、この差別禁止法ができて地方自治体のやる責務はどのようなものがあるのか、教えていただきたいと思っています。

### 魏文淑(うい むんすく)

先程お話をした具体的にチェックする人数で65人というのは地域や障害種別に配分した人数ではありません。この人数がいれば地域のことカバーできるだろうとした人数です。はっきりとした根拠があるわけではありません。

一番の問題は、国家人権委員会が20人にしろということです。

差別金法の中には具体的に地方自治体の責任とか義務については出ていません。それは施行規則の中で決められることで、これからの作業になります。

韓国でも地方分権という制度をとっていますので、差別が起こった地域において自治体の責任というのは施行令や施行規則の中に入ると思います。

### 質問4

魏(うい)さんは、どういうきっかけでこういうお仕事をされるようになったのでしょうか。

頼もしい女性だと感じました。日本の活動家は男の人が多く、年齢も高いです。そういうことでは韓国に見習わなくていけないと思います。

日本では運動に関わる人が非常に少ないことに危惧しています。

一部の障害者だけが頑張って、法律や制度を作るように働きかけたりしています。

私も韓国に3度行きましたが、韓国の障害者は非常にエキサイティングです。ハングリー精神もあります。

私は韓国に行って仕事をやりたいくらいです。

韓国でもホームヘルパーの学校ができる際には、障害のない人だけで運営してしまうと間違ってしまう。

必ず障害のある人が仕事として関わっていないと障害のない人に指示や命令されることになる。

この点は日本もまだ改善されていないが、お互いの国の良い部分を学びあっていけたらよいと思います。権利法も韓国でできたから、日本でも作ろうとなればよいと思います。

### 魏文淑(うい むんすく)

韓国ではヘルパー事業は、まだパイロット事業(試験事業)です。しかし、事業は拡大されているので、日本のような介助者派遣ヘルパー制度はすぐにできると思います。

いろいろお話をいただいたことは私に対する応援の言葉として、ありがたく受け取っておきたいと思っています。

ご質問の件ですが、日本には「青い芝の会」がありました。韓国には「障害問題研究所」(オルリムト)というのが組織されました。大きな違いは、「青い芝の会」は重度障害者の自立について問題化してきましたが、韓国の場合は、軽度の障害者が労働問題についてアプローチをしました。

私は高校のときに障害者のサークルに参加し、その後に「障害問題研究所」の結成時から活動しています。

その後に別な仕事もしましたが、社会の生活をしていくうえで私がやりたいことを再確認して 2000 年くらいから、また運動に関わり始めました。

私の障害者運動というのは、私の付いていくものであると思っています。

高校のときに始めて、その後の労働問題から関わり始めた。もしかしたら、10 年後は障害を持つ高齢者の問題をやっているかもしれません。

幸いなことに韓国でも自立生活運動などの広がりとともに、多くの重度障害者の人たちが施設や家から出て、いろんな運動を始めています。

## **司会**

魏文淑(うい むんすく)さん、ありがとうございました。

それでは休憩に入ります。

## パネルディスカッション

### 「障害者権利法制確立の意義と課題」

～国内法と地方自治体としての課題と取り組み～

- ・パネリスト  
横山 正博 氏(千葉県健康福祉部障害福祉課障害者計画推進室長)  
中野 孝浩 氏(北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課長)  
清水 誠一 氏(北海道議会議員 自民党・道民会議)  
林 大記 氏(北海道議会議員 民主党・道民連合)  
佐藤 英道 氏(北海道議会議員 公明党)  
花岡 ユリ子 氏(北海道議会議員 日本共産党)
- ・コメンテーター  
東 俊裕 氏(国連障害者権利条約特別委 日本政府代表団顧問)  
(DPI 日本会議条約担当役員・弁護士)  
魏 文淑 氏(韓国 DPI 事務処長&ソウル DPI 会長)
- ・コーディネーター  
田中 耕一郎 氏(北星大学社会福祉学部福祉臨床学科教授)

### 司会(田中耕一郎)(北星学園大学社会福祉学部臨床学科教授)



#### プロフィール

障害者福祉論、障害学を専攻している。大阪府出身。知的障害者更生施設職員、障害者労働センター職員等を経て現職。北海道地方障害者施策推進協議会委員、北海道自立支援協議会委員、札幌市障害者福祉施策推進協議会委員、札幌市福祉のまちづくり推進会議委員等を務めている。著書に『障害者運動と価値形成』(現代書館)他がある。

それではこれよりパネルディスカッションを行います。

今日のような権利条約の批准に向けての取り組みが各地で行われる意味は非常に大きいと思います。権利条約批准に向かうための様々な課題の中での大変重要な課題が今日のパネルディスカッションのテーマでもあります「障害者の権利法制の確立」という課題です。障害者の権利を技術的に擁護していくためには、福祉サービスはもちろんですが、教育や労働や交通や政治参加など、障害者生活に関わるあらゆる分野で具体的な差別の定義と差別金の規定を設ける必要があります。

資料の中にもありますが、差別禁止法というのは差別を捉えるひとつの物差しであって、その物差しがなければ、なにが差別であり、どこからが差別であるのか。あるいは、何が障害者に必要な合理的な配慮かということ捉えることが出来なのだろうと思います。

ですから、権利条約を批准し、この条約を国内で効果的に実施していくためには国内における差別禁止法制の制定にかかっていると断言しても言い過ぎではないと考えています。

今日は、こういう問題意識を持ちながら国、地方自治体において、障害者権利法性を制定していくことの意義と意味について、それぞれのお立場からご提示いただきたいと思います。

今日は特に権利法制の策定の先駆的な例として、国レベルでは韓国の障害者差別禁止法。地方レベルで

は千葉県の条例のモデルがあります。そういうものを参考にしながら、具体的な議論をしていければと考えています。

それでは、さっそくお一人 15 分程度でお話をいただきたいと思います。

まず最初に千葉県の横山さんから自治体条例制定の経緯と、その意義や課題などについてお話をいただきたいと思います。その後に北海道の中野さんから北海道としての取り組みについて、さらにその後に道議会議員の皆さんには少し幅広く障害者の置かれている問題状況、障害者自立支援法の影響なども踏まえながら、それをどのように捕らえておられるのか。その上で、国レベル、地方レベルの権利法制の確定に向けてどのようにお考えしているのか、お話をいただきたいと思っています。

そして、皆様のご発言が終わって、魏(うい)さんと東さんにコメントをいただきたいと思います。

さらに、その後にフロアーの皆様とやり取りできればと思っています。

### 横山正博(千葉県健康福祉部障害福祉課障害者計画推進室長)



#### プロフィール

1982年千葉県庁に採用される。1982年千葉大学卒。障害者福祉関連としては、2004年4月、千葉県健康福祉部障害福祉課副課長。2006年4月から現職。「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」づくりには、当初から業務を担当している。

限られた時間ですが、千葉県の条例についてお話ししたいと思います。

全国へお邪魔すると「あの千葉県で、よく条例ができましたね」と言われます。

実際に千葉県はそれほど福祉に関して熱心な自治体ではなかった。その中でひとつの動きは始まりました。2003年ぐらいからでしょうか。千葉では堂本知事が誕生しました。知事が最初にやったことは、NPOが一番活動しやすい自治体をめざす、市民活動を活性化させるということでした。それが、福祉へと飛び火していきました。

まず政策の作り方から変えていこうということになった。千葉県の場合は白紙の段階から官民共同で取り組むことから始めました。資料の19ページの条例作りの経過をご覧ください。

政策づくりの企画立案段階から県民の皆さんに公募で集まっていただいて、議論をいただくというやり方でした。

それまでの官民共同というと、大方が行政のほうでシナリオを書いて、それを審議会にかけて、パブリックコメントを求めるといったやり方をやってきましたが、千葉では、まったく白紙の段階から、県民から様々な意見をいただきながら政策を作っていくというやり方で施策づくりに取り組むことになりました。公募で集まっていた方もサラリーマンや主婦の方などで、夜に行った会議も6時から10時くらいまで盛んな議論が行われました。行政は、そのときに出た意見整理をして、他制度などとの整合性などのチェックをする役割に徹しました。

堂本知事は、真っ白なキャンバスに自由に絵を描いてくださいと表現しましたが、このように官民の役割を逆転させたやり方を、私たちは「健康福祉千葉方式」と呼んでいます。

それから、千葉方式ではタウンミーティングという手法を積極的に取り入れました。千葉の形式は実行委員会が作られて、地域ごとに実行委員会の皆さんが工夫して行いました。むしろ、私たち行政はお客と呼ばれていくという感じでした。そのタウンミーティングで出された様々な意見を私たちが整理して、条例策定作業部に持ち帰って議論を深めていただくというやり方でした。

千葉でタウンミーティングが何故良かったのかというと、様々な当事者の皆さんが一堂に会して地域ごとに実施していただいた。例えば、車イス利用者のスロープや、視覚障害者の方の資料作り、知的障害者の方の分かりやすい資料作りや参加しやすい方法など 実行委員会の皆さんが集まって議論を行いました。子供連れのお母さんが参加する際にはお子さんをどうするかなどの様々な問題を共有し、解決したことが重要であったと思います。

資料でもタウンミーティングについて紹介しています。

病院で行ったタウンミーティングでは看護師さんのサポートを受けながら酸素を使う車椅子にのった患者さんも参加しました。スライドのギターで歌を歌っている方は、タウンミーティングのために作詞作曲をされて披露されている方々です。ステージの後ろにある葉っぱのようなものは、参加者の思いや願いを書いて、千枚の葉に書いて貼り出して、「千葉」をイメージしたものでした。前にある大きな風船は、会場内をリレーされたもので、みんなの思いをつなぐというものでした。このように楽しく、それぞれに思いのこもったタウンミーティングが県内各地で行なわれました。

タウンミーティングのキーワードは、「理不尽な理由でつらく悲しい思いをしている人はいませんか」という問いでした。この問いかけのなかで、障害当事者を始めたくさんの県民のみなさんが、思いや暮らしにくさを発信しました。

そのよう中で作られたのが、千葉県の第三次障害者計画でした。この計画の策定にあたっても多くの方々に議論に参加いただきながら作成しました。この計画づくりの議論の中で国に対して「障害者差別禁止法」の制定を働きかけるとともに、県でも同様に条例の制定を検討しますという施策が盛り込まれました。これが千葉県における条例作りのきっかけでした。計画が発表されたのが、平成16(2004)年7月でした。

条例作りの大きな背景として、堂本知事が発表した「千葉県障害者地域生活づくり宣言」があります。堂本知事は、当時、宮城の浅野知事の「施設解体宣言」に触発されたのかもしれませんが、知事の宣言は、施設を否定するわけではなく、どんな障害を持っていても地域の中で暮らしていくことのできる社会を作っていくという宣言でした。

その中の重点政策として、条例作りが取り上げられたということです。

地域の中に誤解や偏見があれば、障害のある片が地域の中で差別や偏見を受けて地域の仲で暮らしていくことができないという知事の思いから、この条例づくりが重点施策の一つとして取り上げられました。

そこで、私たちが最初に取り組んだのが事例募集です。これは県民の皆さんから差別にあたると思われる事例を募集しました。それはまず当事者の皆さんの思いを出発点にしようということでした。約三ヶ月で800件近い意見が寄せられました。その意見を検討するために「障害者差別をなくす研究会」を立ち上げました。研究会の座長は、条例作りを提言された野沢和弘さん(毎日新聞夕刊編集部長)をお願いをしました。

その他にも障害当事者の方々にたくさん入っていただきました。さらにどちらかというと障害者の問題にあまり詳しくない方々、例えば障害者の方とあまりつながりがないような会社の方々にも入っていただきました。

資料21ページの下段にある写真が議論風景です。奥の方に写っている人は、ほとんどが県庁の職員です。

その研究会の日時を庁内に掲示しますと、その時の議論に関係する職員が集まり、議論に関係する資料を提供したり、状況を説明したりする形で進められました。

議論が白熱して夜遅くなってしまい、障害当事者の保護者の方からお叱りを受けたこともありました。

研究会では、寄せられた意見の一件一件について、どうしたらそうした差別をなくすことができるのかを熱心

に議論いただきました。

この研究会は、1年間20回に渡る議論をいただきました。平行して関係方面からのヒヤリングを行いました。また、先ほどご説明したタウンミーティングも県内の30ヵ所で行われました。タウンミーティングで大きなものは、平成17(2005)年2月20日に市川市で500人を超える参加者により開かれたものです。この時には、東弁護士にも参加していただきました。

こうして平成17年度12月に研究会の議論がまとまり、私たちは、これを条文化して議会に提案しました。

ところが議会ではいろいろな問題が噴出してきました。当時の千葉県議会の7割が自民党で占められていました。ですから、必ずしも知事の施策全てが実現できるわけでもありません。例えば、男女共同参画条例は千葉にはありません。

そのよう中で、平成17年12月に堂本知事が同志社大学で講義を行った際に、この条例を2月に出すという意思表示をし、読売新聞の社会面に出たところから、話を聞いていないとして議会は紛糾しました。

2月議会における一番の争点が教育をめぐる議論でした。当初案では「意思に反して就学する場所を決めることを差別」と規定していました。これは学校教育法にも基づく就学指導のあり方に反しているのではないかという意見が県内の教育委員会から噴出しました。

また、悪質な差別例については企業名も公表するという規定もありましたが、この部分についても疑問が出ました。

そのようなことから、平成18年2月の議会では継続審議となり、6月議会ではさらに話はこじれ、条例案を撤回しなければ、条例案を否決する。欠陥のある条例を提案した知事の政治責任を問うという状況にまでなりました。

私も半分あきらめてかけていましたが、実は議論に加わった障害当事者の皆さんたちが独自の活動を行っていました。条例の成立を願う会を結成し、県内23ヵ所で勉強会を行いました。さらに条例に反対している議員のところに出向いて、条例の必要性を訴えるなどの活動を行っていました。

堂本知事としても、極めてむずかしい判断でしたが、この時、多くの県民や研究会の委員から、条例案が否決され、議論が絶たれることだけは回避してほしいという意見が寄せられました。そこで、知事は、この条例の議論を終わらせないために、条例案を一旦取り下げることとし、撤回にあたって、議会に対し、研究会の皆さんの意見を聞いてほしい、条例案はなくなるが議論を続けてほしいとお願いをしました。

こうして、議会常任委員会協議会の議員の方々に研究会の野沢座長がご説明をし、少しずつ誤解が解消され議論が深まっていきました。

この常任委員会の勉強会で、それぞれ会派の方々は、内容を持ち帰って議論を重ねられました。

たぶん自民党の議員の方が一番勉強されていたと思います。

そうした経過を経て、県では、昨年(2006年)秋に会派の意見を取り込み、パブリックコメントや関係方面の意見も取り込み条例案を再編し、9月議会に提案し、10月11日に可決・成立しました。

限られた時間でお話をするのは難しいのですが、結論としては、この条例が成立したのは県民の方々の活動があってこそと思っています。

さて、条例は、今年の7月1日に施行され4ヵ月が経過しました。

この条例は話し合いが原則で、罰則、取り締まりや規制はありません。

何が差別か定めた上で、話し合いによる解決という仕組みを定めた条例です。この話し合い解決を担う相談員として障害当事者の方も含めて600人の方に活動いただいています。できるだけ地域の中で相談いただき、それが難しいときは、県の中央にある「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」が助言斡旋をするという仕組みになっています。資料ですと27ページに図があります。

「広域専門指導委員」とありますが、相談活動をコーディネートする役割で、県の非常勤職員として16名の

方が関わっています。

現在のところ、約200ケース近い相談を扱っています。

このような形でスタートしましたが、私は障害のある方への理解を広げることが、この条例の重要なポイントであると考えています。

### 司会(田中)

ありがとうございました。15分という限られた時間ではもったいないようなお話でした。

条例については、資料の40ページに出ていますので、ご覧ください。

千葉は、県民が作り上げるというボトムアップ方式で条例を作り上げましたが、これは今後につながる豊富なアイデアがあると思います。どうもありがとうございました。

それでは、北海道の障害者保健福祉課長の中野さんから、北海道の取り組みと課題についてお話いただきます。

### 中野孝浩(北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課長)



#### プロフィール

大阪府出身。1995年厚生労働省に採用される。大臣官房総務課、医政局総務課、同指導課、環境省(出向)、老健局振興課などを経て本年6月から現職である北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課長を務めている。障害者福祉関連の経験は現職がはじめて。

北海道の取り組みについてお話をさせていただきます。残念ながら北海道には千葉のような条例はありませんが、北海道は伝統的に障害者問題についてこれまで熱心に取り組んできているという歴史があります。

昨年、障害者自立支援法が施行された後に「障害者人権フォーラム」というのを行いました。

21世紀は人権の世紀といわれておりますし、人権が尊重される社会の実現をめざし、互いの個性の違いを尊重を住みよい社会を作りましょうということを念頭に置きまして、千葉県条例担当の課長さんをお招きして、コーディネーターを西村さんをお願いをして行いました。ここでは障害者の人権や取り組みについて議論をいただきました。自立支援法施行直後の混乱した中でどのように取り組んでいくかという議論をしていただきました。

資料にも配布しましたが、「障害者の人権」というパンフレットを作成しております。

現在の取り組みですが、障害者の権利条約第19条に関連するところですが、障害者自立支援法の目的にも障害のある方が地域で暮らせるようにとあり、条約の趣旨を踏まえていると思います。

また、北海道でも障害福祉計画(07年3月)に希望するすべての障害者が地域に暮らせる社会作りに関するプログラム。また、障害のある人を主体とした支援体制作りを行うことになっています。

この計画の目指すところは、障害のある人もない人も交わりあう地域づくりということで、希望すれば普通に暮らせる取り組みを行うことにしています。グループホームなどの住む場所の充実も大切です。

また、働くということも非常に重要です。この働くことに関する取り組みも行うところです。

いま北海道で施設に入っている方でも希望すれば、地域で暮らすことができます。

そのために何があるかをご紹介します。

ひとつには相談支援体制、自立支援協議会を作り上げています。ふたつめには住まいです。さらに日中活動の充実があげられます。日中活動の最たるものとして、就労支援があります。最終目標としては生きていくための糧を得るということです。

それから地域に暮らす際には、無理やり地域に暮らすということではなく、希望している方々の意向を生かせるようなシステム作りをしなければいけない。それらを把握して、地域と連携し、情報を共有する基盤整備などが必要です。そのために市町村における相談支援体制とうまくリンクする必要があると考えています。

北海道の就労推進では、障害者権利条約の 27 条でもありますが、可能な限り働くための環境整備です。一般就労できない方の福祉的就労は工賃が低いという現状にあります。ここは可能な限りやる。そのためには経済界とか、労働界、福祉関係者が一体となって障害者の就労を推進するというので、今年の11月に北海道障害者就労支援推進委員会の第1回会議を開催しています。

ここで官民一体となって、いかに障害のある人が働ける場を整備するかということです。

今の取り組みですが、可能な限り一般就労と書いていますが、一般企業で普通に働ける人。そのために道民フォーラムを開催したりなどを行っています。一番力を入れているのは、障害者就労支援ネットワーク構築事業です。養護学校や看護学、福祉の関係者が一体となって就労支援のシステム作りに取り組んでいます。

あとは工賃倍増集中対策事業ということで、いかにして企業の方々に仕事を持ってくるか。そのために経済界と福祉関係者が一体となった北海道障害者就労支援推進協議会で取り組みを行っています。

それから地域移行の取り組みで、障害の方々でも普通に地域生活ができるための環境整備が必要です。どこの市町村であっても相談支援体制を充実させる必要があると思っています。

具体的には、まず地域で暮らすためには障害のある方のニーズを把握する。そのためにはワンストップの相談窓口を作る必要がある。それからニーズを把握するだけではなく、障害のある人を支える社会資源についても把握する。必要によっては新たな社会資源を作ることも考える。

残念ながら自立支援協議会は、北海道の自治体 180 のうち 100 前後ということですが、その中で実際に機能はまだ少ないという状況です。道としては市町村や地域の方と一体となって、相談支援体制をいかに作っていくかということに力を入れているところです。

千葉の方がいろいろシステム作りをされていることがご紹介されましたが、これは地域自立支援協議会、行政機関、福祉関係者、民生委員など障害者を取り巻く様々な方が協議の場についている。北海道でも千葉と同じようにうまく解決ができるとしています。千葉に負けないものを北海道のすべての市町村でできればと思っています。

簡単に北海道の取り組みについてお話をしましたが、条約の目指すところは、障害のある方もない方も普通に地域で暮らすことができる。障害者の人権と尊厳。それから社会のあらゆるところである障害を理由とする差別をなくすということは北海道の方針とも一致していると考えます。

条例や法律がなければできないこと、それから条例がなくてもできることの2つあります。北海道としては今のところ条例はありませんが、条例がなくてもできることについて、これまで申し上げた地域づくり、障害のある方が地域で暮らし続けることができるという理念の実現をめざして、条例がなくてもできる取り組みというのを今後とも一生懸命にやっています。そのために障害者当事者の方はもちろんですが、広く道民の方々も力を合わせていく。そのために北海道は基盤整備を進めていくことが重要であると考えています。

## 司会(田中)

ありがとうございました。北海道の取り組み、特に地域移行とか、就労支援、相談支援の3点についてお話をいただきました。それでは、ここから北海道議会議員の方々にお話をいただこうと思います。

はじめに自民党道民会議の清水誠一さんをお願いいたします。

## 清水誠一(北海道議会議員/自民党・道民会議)



### プロフィール

帯広市選出、当選5回、現在、道議会では、農政委員他を務めている。党議員会では、社会福祉振興議連会長、教育振興議連会長等、党では、自民党北海道支部連合会副会長等を務めている。福祉関係としては1987年から帯広心身障害者(児)育成会会長及び現在は(財)北海道肢体不自由児者福祉連合協会会長、(社)全国肢体不自由児・者父母の会連合会副会長、(社)札幌会評議員を務めている。

本日は道議会自民党を代表してお伺いしました。

私には、もうひとつ肩書きがありまして、北海道肢体不自由児者福祉連合協会の会長、それから全国の副会長も務めている立場もありますので、肢体不自由児のこともお話をしますが、どちらかといえば親の立場の話になるかもしれませんが、ご理解ください。

今日は障害者の権利条約関連ということで、お声をかけていただいたことに感謝申し上げますし、関心がありましたので、喜んで出席させていただきました。

権利条約については国が署名をしていません。さらに障害者自立支援法の関連もありますから、これは地方から声を上げていかなければいけないと思っています。その一番目に北海道が権利条約の署名、批准をすることを日本の中で初めにする。これは自民党という立場ではなくて、道議会全体の立場を統一をしていかなければいけないと考えています。これは全国に先駆けて決議させていただきたいと思っています。

なぜ私が、この権利条約の問題に強く取り組まなければいけないかと思ったかということ、7月の参議院選挙がありました。この選挙は私ども自民党には大変厳しい結果に現れております。これは中央(都市)と地方の格差、北海道でも札幌と地方の格差があります。それぞれの地域で格差が出てきています。それは経済的格差もありますが、一番は福祉的格差だと思います。しかも、その理由は何かといいますと、障害を持っておられる方、あるいは父母の立場になっていったときに障害福祉の格差が非常に大きく感じたことです。自立支援法の前に支援費というのがありましたが、あの制度では精神障害の方は対象となっていませんでした。この支援費制度が導入されようとしていたときに、肢体不自由の立場からお話をしますと、まだまだ中身がよくわからないと。ただ言われていたことが、自由にサービスを選択する余地があるものと言われたが、すでに自治体間で格差がありました。私の地元の帯広は17万人規模の市ですが、事業所は皆無に近かった。そういう中で支援費制度導入でサービスを選べると言われても、現実的には事業所もない。もっと小さな自治体であれば、忘れ去られてしまっている。

その後、支援費制度から自立支援法に移行していった、何が一番問題かといえば、居宅サービスの問題があります。今までは国である程度方向性を決めていましたが、居宅サービスについては地方分権という言葉で市町村にできる範囲で実施してほしいとなった。ある意味では身近なサービスを国が決めるのではなく、自分

たちの住んでいる市町村で決めることは良いことだが財源がない。それゆえ180の市町村のうち、ある町に行きましたら、移動支援サービスがあっても、隣にはない。こういうことがそこそこに見られる。

ある意味では、これは制度の欠陥。もっと言うならば、法律を作る人たちの問題であると思います。

ただ、私も自民党に席を置いていますから、これを全面的に見直すということにはいきませんが、少なくとも改正についてはすぐにでもしなければいけないと思っています。

自立支援法についても、支援費についても、大きな問題があったと思います。それは今回の障害者権利条約の中でも、障害を持つ人たちがどのような場面でも企画や議論に参画するということが謳われています。

そのプロセスがきちんとなされていくと、差別ということはある程度理解の下で進められる。しかし、残念ながら私たち肢体不自由の上部団体や身体の上部団体の一部の方の考え方が全体の考え方として支援費制度や自立支援法になってしまった。今後は当事者や関係する団体の意見が完全に集約されて物事が決定するというプロセスを歩む法律でなければいけないと思います。これは権利条約の中でも言われています。

そのようなことから、道議会で全体の意見として可決をし、国に話をさせていただきます。

先ほど、中野課長から権利条約について北海道の取り組みについてお話をいただきましたが、先ほど本日出席している議員の方々ともお話をしましたが、「千葉県に負けるな、北海道こそ」という気持ちでいます。

もちろん千葉県条例も研究させていただいています。ただ残念だったのは、千葉県の自民党が何を言おうとも罰則規定を設けなければだめだと思っています。堂本知事に嫉妬したのかもしれませんが、人権というものは障害のあるなしに関わらず、大事なものですし、憲法のようなものです。ですから、法律を超越するような条例を考えていくときに罰則規定的なものがあってしかるべきと思っています。

ただ、千葉は一番最初に条例を作り上げたわけですから、その次に作る私たちは、それを参考にしながら障害のある方々と一緒に作り上げていく。できるならば、私たち道議会が各党派で代表者を出しながら、真剣に作り上げていきたいと思っています。

それから財政の問題があります。北海道は非常に厳しい状況にあります。国からの財源も4年間で1千億円も削減されてきている。さらに北海道負担が求められるということになれば、福祉にも影響が出てくる。そういうことだけは避けなければいけない。財源については都道府県格差がありますから、他県とも連携しながら、間違いのないサービスが享受できる財源構成にしなければいけないと思っています。

ただ、自立支援法になって良い面というのは、今までの家の中にいた人たちが自らアパートや通所施設に通うなどの自立生活を送る方が出てきたことです。自立支援ということではよかったですけれども、障害年金だけでは生活するのが大変です。生活保護にしても相談に行っても窓口で話を聞いてくれないと聞きます。

先日、東北ブロック会議で、生活保護はその市町村に居住して3年以内でないといけないというようなこともお聞きしました。これこそ人権問題であると思います。法治国家日本における大きな差別であると思います。こういうことこそ取り締まっていかなければいけないと思っています。

北海道については、先日も報道されました滝川の問題がありますが、全道どこに住んでいても、どんな小さな町村であろうとも同じようにサービスが受けられるようにしなければいけない。そのために市町村が財政上厳しい状況にあれば北海道が貸付や補助金として出すというような責務を、今後の地方分権の中で考えていかなければいけないと思っています。

改めて5年前に行われた DPI 札幌大会の報告書を読みましたが、あの大会が今日ここに実を結びましたし、韓国にもつながったと思っています。

## 司会(田中)

ありがとうございました。大変率直に、幅広くお話をいただきました。権利条約がひとつ教えてくれたことというのは、人権を侵害した際の制裁の問題ですね。これは今後議論になってくるだろうと思います。

最後に自立支援法の問題についてもお話をいただきました。続きまして、民主党・道民連合の林大記さんをお願いいたします。

## 林 大記(北海道議会議員/民主党・道民連合)



### プロフィール

札幌市南区選出、当選4回、現在、道議会では、総合企画委員、北方領土対策特別委員、北海道洞爺湖サミット推進特別委員を務めている。党では、政調委員長を経て現在は、自治体議会委員長を務めている。福祉関係としては、NPO法人北海道在宅福祉協議会理事長を務めている。

私は道議会議員になりまして13年目になりますが、初めての質問が DPI 札幌大会の誘致についてでした。その際に西村議長さんとお話をさせていただいて、障害者の置かれている立場と思いというものが分かりました。それは西村さんが、僕が入りたいと思う施設は日本中探してもありません。おそらく世界中を探してもありません。みんなと一緒に暮らしたいんですというお話でした。

私自身、それまで考えていた障害者と健常者の関係、また障害者の皆さんが考えておられる思いというものは話してみなければ分からない問題であると気がつきました。それ以来、福祉を活動の柱としてとらえ、今日まで議員かつどうをしてきているところであります。

今回の障害者の権利条約制定に向けてということも、民主党としてどのような取り組みをしているのかということも国会議員に照会をしました。11月8日に民主党の障害者政策推進議員連盟の勉強会が開催されています。結果としては、早急に何に取り組みなければいけないのかということが話し合われました。国内法は制定しなければいけませんが、学校教育関係法の部分の見直しを早急にしなければいけないということが出ています。

今日も魏(うい)さんのお話を伺っていると、就職の問題だとか、様々な機会、どういう所で生活をしていくのかなど考えていく。そして差別のない地域社会にしていくために、教育という社会に出て行く入り口から、決められた所を選択しなければいけないというのであれば、そこから変えていくことが重要であると感じました。その教育の後に就職ということや、どこに住むかということまで問題が関連してくると思っています。

その意味で民主党が、まず入り口である教育の部分を変えて、さらには条約の批准に基づいて国内法を作っていく動きが正しいと思いますし、同時に民主党として出している障害者自立支援法の7つの緊急提言ということで民主党の中央では行っているところです。

一方、道内の動きですが、私どもの会派で白石区選出の広田まゆみ議員が今日も来ておられますが、本年(2007年)9月25日の道議会の中で知事とのやり取りを行っています。その中で、先ほど中野課長も触れておりましたが、知事は人権啓発の取り組みと障害者自立支援法については相談窓口をしっかりと作って対応していきたいと述べられております。その部分については介護保険で作っています地域包括支援センターというのがあります。現在でも詐欺被害防止などの問題から、日常生活の様々な問題については相談を受けているところもあれば、そうでないところもあります。さらにはそこに専門職を配置できるかどうかという問題もあります。

ですから、障害者の権利をいかに守っていくかという相談窓口と、さらに国内法の整備で、いわば国が地方

を支える仕組みを作っていたかなければ、理念だけが目立つ条例になってしまう恐れがあります。先ほども清水先生が言っておられましたが、北海道もきちんと国に求めて、差別のない、どこに住んでも安心して生活ができるという環境を整えることが必要だろうと思っております。

私がぜひお話をしたいと思っている経験があります。

障害者の差別問題ということですが、今年の春に私の地域で、ある方のお宅の周りにもものすごい塀ができ、監視カメラがつけました。よほどの資産家なのだろうと思っていました。ところが、その方は、アパートの家主さんで、持っているアパートを精神障害者の方のグループホームとして貸し出す際にバリアを構築したのです。

差別がないという前提になっていますが、ひっそりと地域で生きていくしかない人々が近くにいたということですね。しかし、その方々にアパートを貸す大家さんというのは周りには秘密にして自分の家の周りには塀を作る。こんなおかしな話はないですよね。障害を持っている方でも地域でともに生きる社会なんだから、みんなで理解をして、そして生活をしようということを町内の中で発することができないのか。

私の住んでいる南区は札幌市の面積の2分の1を有しています。したがって入所施設や精神科の病院など多くあります。病院から退院して近くに暮らす方もいますが、その際にも病院も地域に説明をしない。さらに障害者自立支援法で凍結すべきだと思いますが、病院敷地内に生活寮を作って行ったり来たりさせるということになっていけば、時代に流れに逆行するものとして私どもは実例を踏まえて感じたところです。

様々な障害、差別を持つ方々と一緒になってとくくらせる地域を作る法律というものがしっかり国内法として作られることを懸命に努力をしたいと思います。何よりも声を上げていかなければ良いものは作れません。魏(うい)さんは言いました。国会議員だけで作っても、きっとそれは何も国民のためにならないものになってしまう。みんながお互いに高め合って、理解し合える社会を作るという前提で法律を作ることを心から祈念しつつ私の発言とさせていただきます。

## 司会(田中)

ありがとうございました。条約批准に向けては、教育という例をあげていただきました。障害者の権利条約では、インクルーシブというのは原則として出されていますので、国内法の見直しとしては教育をめぐる問題があるということもあげていただきました。また、精神障害の方の地域生活を例にあげて、地域づくりのための国内法整備をお話いただきました。続きまして、公明党の佐藤英道さんをお願いいたします。

## 佐藤英道(北海道議会議員/公明党)



### プロフィール

札幌市北区選出、当選4回、現在、道議会では、公明党幹事長、文教常任委員会理事、新幹線・総合交通体系対策特別委員長を務めている。党では、公明党北海道本部副代表、ユニバーサル社会をつくる道民の会代表等を務めている。福祉関係としては、(財)北海道肢体不自由児者福祉連合会理事、(社)北海道視力障害者福祉連合会顧問、「がんばれ！盲導犬セミナー実行委員会」顧問、社会福祉法人「札幌会」評議員を務めている。

今日は障害者の権利法の制定に関わるセミナーにお招きをいただき、大変嬉しく、また光栄に思っています。DPIの西村議長はじめ、皆さんにお礼申し上げます。

さらに本日、いっしょに出席されている自民党の清水先生は北海道肢体不自由児者福祉連合協会の会長であり、私も同協会の役員をさせていただいています。また、民主党の林先生は道議会の保健福祉委員会の委員長を務められ、大変に北海道の福祉の向上のために取り組んでこられました。共産党の花岡先生におかれましても、障害者の問題について、何度も道議会で質疑をされておりますが、こうした、福祉に造詣のある方々と一緒に舞台に立つことができ大変に光栄であります。先ほど、4人でお話をさせていただきましたが、この法律に関わる問題については、ほとんど差異はないと思いました。

結論から言いますと、署名が終わりましたから、一日も早く批准をしていくべきだと思っています。そして、障害者の方々の権利を守る差別禁止法の制定。そして、私は虐待も大きな課題であると思いますから、虐待防止法も必要ではないかと思っておりますし、アメリカのADA(アメリカ障害者法)のような法律も必要ではないかと思っています。

こうした法律というものが、一つ一つ制定されていくことによって日本にある様々な法律もすべて改定しなければいけない状況になっていくと思っておりますし、私は是非とも取り組んでいくべきと思っています。

21世紀は人権の世紀だというお話がありました。私もそのとおりだと思いますし、人権の世紀ということは、どこからか降ってくるものではなく、古今東西、差別の撤廃のために、人権を守るために、女性の投票権の獲得にしても、声をあげて闘いながら、勝ち取ってきたものであると思います。

私は道議会議員になって12年になりますが、その以前は新聞記者をしており、さまざまな福祉施設を訪問したり、障害をお持ちの方々とお話をする機会がありました。そのなかで、私よりもっとショックを受け、私の議員活動の原点となったことがありました。それは盲ろう者の方とお会いすることがありました。耳も目も不自由で言葉も発することができないという三重苦、ヘレンケラーのようなハンディを持った方でした。その方々とのコミュニケーションの方法は指文字でした。その方々が生活をするうえで最も困っていることは何かと伺ったとき、病気になったときが最も困るというお話でした。目が見えないので、薬を服用したくても、薬を識別することができない。そのたびにボランティアの方や近所の方や親戚の方に来ていただいて薬を服用しているということでした。病院に行くことも大変だけれども、薬を飲むときにも人の手を借りなければいけない。病気になったとき、もっとも不憫だと教えてくださいました。

薬の服用を間違えれば、命にも関わります。そこで、その問題を議会で取り上げました。

非常に嬉しかったのですが、道立病院や札幌医大病院で点字のついた薬袋を導入してくださいました。確かに小さなことかもしれませんが、障害を持った方々にすれば、大変に大きなことであると言われたことが、今でも忘れることができません。

そうした三重苦の障害に加えて、精神や知的な障害を合わせて持つ、四重苦、五重苦の方もいらっしゃる。普段、なかなかそうした方にお会いする機会が減多にないのは、おそらく家の中に閉じこもりで、外出する機会を得られないからであろうと思います。

私はどんな政策でも本当に一番待っている人の視点に立ち、そういう方々がこの条例で大丈夫だろうかという視点を持つことが大切であり、本当の意味での人権の世の中は、そうした視点が不可欠であると思っています。

私は、北海道は全国どこよりも人権大国になるべきだと思っています。また、そういう土壤にあると思っています。私は本州出身ですが、人権という同和問題が真っ先に浮かびました。しかし、北海道では障害を持つ人たちの人権など、さまざまな人権について大いに議論できます。北海道こそが、全国に先駆けして、人権大国をめざすべきであると思ひ、議会でも訴えてきました。

昨年11月に、道内で人権啓発フェスティバルが行われ、その際、北海道知事は、高らかに人権宣言を発表

されました。今日は千葉県から職員の方がみえられ、千葉県の取り組みを伺いながら、感激しているところでありますけれども、千葉県の方には申し訳ありませんけれども、北海道が全国どこよりも人権先進地になっていくべきであるということを、皆様にお訴えをさせていただきまして私のお話とさせていただきます。

### 司会(田中)

ありがとうございました。盲ろう者の方との関わりを通じて、もっとも不利な状況にある方たちの生活状況を考えて実効性のある権利法制でなければいけないというお話でした。

それでは、続きまして共産党の花岡ユリ子さんをお願いいたします。

### 花岡ユリ子(北海道議会議員/日本共産党)



#### プロフィール

小樽市選出、当選3回、現在、道議会では、保健福祉委員、新幹線・総合交通体系対策特別委員を務めている。党では、日本共産党道議団団長を務めている。

肩書きでいいますと、私は道議会共産党の会長ですが、会派は2人だけですので、もっと議席を増やして皆さんの声を反映できるように頑張りたいと思っています。

さて、私は今日のセミナーで何をお話すれば良いのか迷いました。

思ったひとつには、私自身がこの夏に体験したことです。今日は車イスでおいでの方はたくさんいますが、私が今年の夏に光景として見たのは、ストレッチャーでJRに乗ってきた方がいました。車イスの方はよく見えています、ストレッチャーに寝たままでJRの車両に乗る方は初めてでした。その方はご家族と一緒でした。

障害を持っている方は20歳代の男性の方で家族の人がストレッチャーを押しながら、列車に乗り込みました。私はそれ自体にも驚きましたが、同時にその方は吸引する機器も持っていました。家族の方は吸引をしながら、明るくアイスクリームを食べ、その方にも食べさせていました。家族でそろって旅行をしたいという思いが本当に伝わってきました。

まさに今いろいろなことがあります、移動する権利をきちんと保障することができるということが必要だと思います。古い話になりますが、ハートビル法が平成6年。交通バリアフリー法が平成12年ですが、まだまだ移動権を保障するという事は遅れています。

道内における交通バリアフリーの状況を見ますと、平成18年の3月31日付ですが、1日あたりの平均的な利用者が5000人以上の施設について平成22年までにすべてバリアフリー化を実施するということになっていきますが、現段階ではJRで対象は30駅です。そのうち移動円滑化を達成した駅は15です。地下鉄は46駅中11駅で23.9%。電車は2つの駅で段差解消ゼロです。バスターミナルは30.8%。

これはあくまで1日5000人以上の利用がある駅などが対象になっています。それ以下になるとバリアフリー化は非常に遠い状況にあるだろうと思います。

DPI 日本会議で出している「障害者の権利条約でこう変わる」の中にも、移動の権利、サービス利用における差別禁止からバリアフリー法の根本的な組み換えをということが書かれてありますけれども、交通機関や建物などを整備することに不安があると、そのために障害者の利用の権利の侵害や制限に対して対応できていない枠組みになっていると書いてあります。

札幌駅でも車イスで降りるときは駅員さんが迎えて、エレベーターで降りますが、そのエレベーターは駅員さんの操作で動くようになっているものです。それは改札内にエレベーターがなく、いきなりコンコースに降りることになるからです。そのために普段はロックされていて、駅員さんを呼ばなければ利用できない。そういう設備の駅が北海道を代表する駅であるということです。

私はこういった問題も含めて、もっともっと社会資源を活用して、こういう問題こそ解決して移動する権利を保障するということが、行政も企業もしっかりやらなければいけないことだと思っています。

この問題では私も議会で質問しましたが、なかなか思わしい答弁ではありませんでした。

これらの問題についても、これからも改善のために頑張りたいと思います。

もうひとつ、障害者権利法は人権に対する取り組みを前提にしつつ、障害者本体に対する、この 30 年間の取り組みの到達点として権利条約の制定がされたと思います。国連総会では人権条約の場合に比べて格段に NGO 障害者団体の参画の比重が高まったことが特徴だと聞いております。

障害のある自分たちのことについて、自分たち抜きで決めてはならないということを合言葉にして、障害者の主張を直接、間接的に反映される努力がされたと聞いております。

2000 年以降世界的な規模での地域レベルでの障害者問題へのアプローチがアジアやアフリカ、ヨーロッパなどでも広がりを見せました。日本国内においては内閣委員会などで政府の答弁では、障害者権利条約に関わる対応推進チームを組織し、国内的な政治課題を広く検討している段階ですが、障害を理由とする差別を禁止する制度の整備の促進を求める決議がされました。わが国においては、障害者支援の基盤は脆弱であり、さらに障害者自立支援法によってサービス利用の抑制と福祉政策の弱体化が進んでおり、さらに今日の社会保障改革の名による社会保障の低水準化が進行している。特に生活保護費の削減などは障害者の方々の生活にも影響を及ぼすとともに、国民全体の水準を下げることもつながると考えています。例えば、子供たちの就学援助や、あるいは各自治体が独自に持っている水道料金、あるいは国民健康保険料の減免制度は生活保護費がベースになっていますから、生活保護の基準が下がるとその影響が市民にも出てきます。

さらには働く人の賃金にも影響が出て、全体的に生活水準が下がってしまう状況が心配されています。

今必要なことは、障害を持っている人もそうでない人も生活者として、それぞれの立場を理解しあって共同の運動が今必要ではないかと思っています。そして政府の社会保障費を削減するような今のやり方に共同して立ち向かっていく必要があると思います。政界的な目から見ても、経済的には高度に発達した日本社会が利用可能な科学技術や資源を最大限に利用して積極的な措置や特別な措置を築いていく。そして、障害のある人の自由と権利を豊かに保障していくことができる国だと思っています。それを進めていくことが大事だと思いますし、その発言を皆さんと一緒に、この北海道から進めていきたいと思っています。その点で皆さんと一緒に同じ立場に立って人権の発展のために力を尽くすことをお約束して私の発言といたします。

## 司会(田中)

ありがとうございました。移動する権利のお話でしたが、権利条約第 9 条にはアクセシビリティ、バリアフリー法を大幅に組み替えていかなければいけないという国内の課題について触れていただきました。合理的な配慮ということにも関連してくると思います。

最後には社会保障にかかる大きな政策的な課題にも触れていただきました。

それでは、ここまでのお話を聞いて、魏文淑(うい むんすく)さんにコメントをいただければと思います。

## 魏文淑(うい むんすく)

私は北海道のことをよく知らずにコメントするとは正直気が重いです。皆さんからいいお話をいただきましたが、一点だけお話をさせていただきます。

札幌に来て、何人かのお話をお聞きして、とても感動を新たにしました。

千葉県の下から作り上げてきた取り組みのお話は、私が運動に関わった 86 年以降はじめてです。それは障害者の参画を保障したということだと思います。

さらに付け足してお話しますが、韓国で障害者の人権擁護の裁判を起こしていましたが、その裁判で勝ちました。ソウル市にある障害者施設に関してですが、勝訴したので変えなければいけないのですが、国家人権委員会が是正の命令権。

裁判があったにも関わらず、何も変わっていません。千葉県の地域相談員や人権委員の話がされましたが、是正に関する何かの救済機関がなければ、差別に対する実効性を危うんでいます。

こう感じるのは私だけではないと思いますから、これまでの取り組みのように救済に関しての取り組みも実行してください。

北海道の課長さんのお話にも一言。北海道の就労に関してですが、就労支援推進委員会を雇用促進法に基づいて作ろうとしています、とても良い話です。

こうした就労に関する取り組みは、法律を基に作られたものなので、例えば、障害者が地域で暮らす権利を基にした委員会のようなものを立ち上げてほしいと思います。

条例がなくとも何かできることとお話をされていましたが、何か空虚な感じがします。私だけでしょうか。

ですから、権利をベースにした条例のようなものを作って、当事者が参画するということが保障されれば、先ほどのお話がさらにより良く聞こえてくると思います。

## 司会(田中)

ありがとうございました。千葉県に関しては、救済に関する措置権限、強制力を持たなければ実行性がないのではないかということでした。北海道に関しては私も同じです。権利をベースにした条例があって初めて就労推進とか地域生活支援が障害者の権利にも基づいた意義を持つのではないかというご意見でした。

それでは続きまして、東さんにコメントと論点の整理をいただければと思います。

## 東俊裕(DPI 日本会議条約担当役員・弁護士)



### プロフィール

熊本市で弁護士事務所を開設しており、2007年4月からは、熊本学園大学教授も務めている。2003年から2006年まで国連障害者人権条約特別委員会日本政府代表団顧問を務めた。現在は、DPI 日本会議条約担当役員、日本障害フォーラム(JDF)障害者権利条約小委員会委員長、日本弁護士連合会障害をもつ人の差別禁止法調査研究委員会委員、全国自立生活センター協議会(JIL)人権委員会委員長代表等を務めている。

論点と整理となりますと難しいのですが、国会議員の先生のお話を聞くよりも地方自治体議員の先生のお話のほうが現場を踏まえてのもので、興味深く聞くことができました。

私は、権利条約では政府代表団のメンバーですから、関連付けてお話できればと思います。

日本の福祉制度は、かなりの法律制度に基づいてできていますが、基本的には行政に対する授權法なんです。何々ができるという形での法制度になっています。だから、それをどれだけしなければならないのかについては決まりきったものではなくて、一定の裁量の中でやる。

ですから、北海道の中野さんからもありましたが、条例がなくてもできる取り組み、条例がなければできない取り組みと分けてお話をされましたが、まさにそういう裁量の中で日本の福祉制度というのは作られてきたという現実があります。そういう中で障害を持つ側の努力と行政の努力があいまって日本の今の福祉制度を作り上げているという側面はあります。

これはある意味では、四角四面ではなく、柔軟にやれるという側面もありますが、権利という側面から見ると非常に不安定です。その時々いろいろな状況に流されてしまって安定した生活ができるような法制度には遠いものにやり方です。

戦後すぐは社会資源も少なかったし、障害を持っている人を施設で面倒を見るということはある意味ではしよくなかった。しかし、施設を一般社会から分離していることは少なくとも現段階においては、それを止めようというのが、権利条約の一番の根本です。それは、人生の前半は養護学校、人生の後半は施設という形で社会から分離されてた生活を一生送るといふ障害者のあり方はもうおさらばだよという考え方です。

ドン・マッケイ(国連障害者権利条約特別委員会委員長)も障害者の自立生活について、こういうパラダイム(理論的枠組み)を変えるんだと言っています。それが19条にも現れているとおっしゃっていました。

そういう古い考え方が権利を侵すものであるときちんと決めなければ、ずっと続いている施設処遇や分離教育を改めさせることができないと思います。

そういう意味で、日本の曖昧としたやり方では差別は止まらない。どんなにサービスを提供しても、一方で自分の足元を見ると差別がなくなる。こうした日本の問題点があります。

一般的に見ると、障害者はそんなに差別されているのだろうか、どこに差別があるのだろうかと一般の人だけではなくて、障害を持っている人も他の障害については分かっていない。しかしながら、千葉県は条例を作るにあたってアンケートで事例調査をしています。本当にたくさんの事例があります。皆さんの足元にあるんです。しかし、ある意味では嫌な思いはしたが、自分の権利を侵害されたという意識までならない。そうならないのは何が差別であるのか、違うのか決まっていなくてです。

自分の嫌な思いは自分が悪いからか、相談しようにもどこに相談していいのかわからない。そういう現実にな置かれているからこそ差別を受けて嫌な思いをしても、表面化しない。回りもわからない。

現実を見ると福祉サービスの提供だけでは決して差別はなくなれないと思います。

世界全体の中では日本はそれなりの水準にあります。格差はあります。貧困でも平等という国はたくさんあります。ここが一番求められていると思います。そういう観点から千葉県の条例は本当に良く作っていただけだと全国の障害者は感激していると思います。ただ、一番最初のできた条例ですから足りない部分もあると思います。今後どのように実効性を果たしていくのかは今後の積み重ねにかかるところでもありますし、今度の権利条約を受けて権利条例を作るうえではもっと良いものを作りやすいということもあるし、何が差別であるのかという点についても良いものができる可能性がある。また、実効性をどう保つかなどいろいろな議論がありました。

例えば、清水先生が罰則規定は必要とおっしゃいました。実効性をあげるには罰則が必要だろうということでは良く分かります。私も考えていますし、千葉でも考えられたと思います。ただ、罰則があっても実効性が上がるとは一概に言えない部分もあります。例えば、刑法には殺人で死刑までの罰則規定がありますが、なくなるといふわけでは、障害の問題は具体的に行政が救済に乗り出すというシステムが罰則とあいまってなければならないと思います。

この差別禁止法は、給付の水準をこれ以下にしないという点では社会保障の後退に一定の歯止めをかけるものであると思います。ですから、直接財源問題には関係しませんが、間接的には関係することになるかもしれません。

林先生からは、学校教育、子供の権利条約についてもお話がありました。

すぐに変えろと言っているわけではありませんが、基本的には同じ地域の学校の同じ学級でということが原則です。現状の分離教育は、人生後半の施設生活の下準備みたいな気がします。養護学校の先生が頑張っただけということもありますが、大枠で考えますと、分離の前提となっているように思います。ここをどう変えるのか。ここは差別禁止条例ではできない部分で、国の法律を変えなければいけません。ですから、差別禁止法が必要だと思います。

佐藤先生のお話にもありましたが、日本では建物などのバリアフリーについては話がされても、情報のバリアフリーについて少ない。薬の袋に点字がなければ、何条飲んでいいのかも分からない。そういう意味で情報は、視覚や聴覚障害の方にとってはどれだけ大切なものかということです。これは権利条約のアクセシビリティの中でも情報へのアクセスということが入っています。日本では軽い扱いになっていますが、本当に大事な問題ですね。差別禁止法の中できちんと定義をするか、別に法律をつくるかなどの対応が必要だと思います。

花岡先生の移動する権利ですが、新バリアフリー法は都会の障害者にはすごく便利になります。しかし、田舎の障害者はほって置かれたままです。地域間格差を増大する法律という側面もあるんですね。北海道では5000人以上が対象になる駅は30とおっしゃっていましたが、熊本は2つあれば良いほうです。こういう地域間の問題については条約は、都会および地域の双方においてアクセスが確保されなければならないと書かれています。人口が多いところからやるというのは政策としては分かりますが、権利という側面から言えば、田舎に住む障害者の権利も都会に住む障害者の権利も等しいはずなんです。そして、移動は生活の基盤になっています。移動できないということは社会参加するなということにもなります。そういう意味でバリアフリーのあり方も変革されなければいけないのかなと思います。

最後に北海道ではぜひ千葉県条例を越えるものをつくっていただけると理解しています。

## 司会(田中)

ありがとうございました。残りの時間はフロアーからご意見、ご質問などをいただきたいと思います。まとめてお伺いして、お答えいただこうと思います。

## 会場(佐藤さん)

北海道盲導犬協会、視覚障害仲間会という会に所属しています。今日は本当にいろいろなお話をありがとうございました。先ほどのお話にもありましたが、視覚障害者は移動が大変です。

例えば、自立支援法の調査項目の中でも、歩けますか、食べられますか、お風呂に入れますか、トイレに行けますか、家の中では全部できます。しかし、外に一步出ると隣にも行けない。特に中途失明者は増えていますが、点字も読めません。私どもの会でも150人中、点字を読めるのは5、6人です。

薬の袋に点字というお話がありましたが、それだけではなく、スピーチオン表示のシールなどでをしていただくといいのかなと思います。私は病院にお願いをして一回ずつの小分けにしてもらっています。

自立支援法が導入される前に国会議員の方からお話を伺う機会がありましたが、すでに決まったことと

その中で、公明党のある議員の方は視覚障害者であろうと、障害者は一割負担するのは当たり前だという発言をされました。これは個人の発言なのか、党としての見解なのかお聞きしたいと思います。

### 会場(小谷さん)

道の中野課長と議員の皆様には質問ですが、北海道に条例は必要とお考えでしょうか。必要とお考えでしたら、そのお考えをお聞かせください。

### 会場(土井さん)

私はたまに旅行に出かけます。そこで、私にある介助サービス(ホームヘルプサービス)の時間を旅行先でも使えると嬉しいのですが、特に外国旅行で使えるととても便利だと思います。これについては国で決めているのか、地方自治体で決めているのかお伺いしたいと思います。

### 会場(小山内さん)

基本的なことなのですが、どうして札幌市議会や道議会に障害者議員がいないのでしょうか。能力のある障害者はたくさんいるのに、政党は障害者議員を出そうと考えていないのでしょうか。

海外視察でも障害者と一緒に見に行くとか、これからは政党の中にもきちんと障害者がいないといけないと思います。代弁ばかりしているのではなく、障害者議員を出すべきです。

それから、障害者団体は貧乏ですが、特に今日のセミナーをやっている DPI はこれだけいいことをやっているのに事務所も運営費も大変です。せめて、みんなの集まりやすい「かでる」に事務所を持たせてください。私は DPIこそ「かでる」に事務所を構えるべきだと思います。

私は子供のころに知的障害者として扱われましたが、今は障害者施設の施設として仕事をしています。

小さな頃に分けられて、その後に働けるか、働けないか分けられる。どこまでいってもふるいにかけてくれる。

働けるかどうかなんて誰にも分かりません。私も 26 年間生活保護でしたが、今は月給をもらっています。誰でも生きていることが働いていることだと言えらると思います。ですから、分けないでください。みんな平等なんです。基本的な人権です。北海道でも就労推進で取り組みがされるようですが、また働ける人と働けない人が分けられるのかと感じています。

DPI のような活動だって大切な仕事です。例えば、DPI で全道の障害者の声を集めて議員の皆さんに伝えることもできると思います。

仕事の意味を、生きる意味を考えていただきたいと思います。

### 会場(香西さん)

北海道の中野課長にお伺いします。障害者自立支援法でも就労は大きな目標になっていますが、実際の問題として釧路の場合だと有効求人倍率が 0.47 で、北海道全体でも 0.5 くらいです。そういう中で、果たして一般就労が可能なのか。就労を支援する事業所が経営していけるのか。東京は有効求人倍率が高いし、特例子会社などもたくさんあるし、働ける障害者はほとんど働いている。北海道には大きな企業も少ないし、特例子会社も 1 つくらいです。そのような状況で福祉的な就労は可能かという疑問があります。障害者が働くことや、自立についてどうお考えか、お聞かせください。

### 司会(田中)

それでは、これまでのご質問をパネリストの方にお答えいただこうと思います。最初に盲導犬協会仲間会の方から回答のご指名がありました佐藤さんをお願いします。

### 佐藤英道(北海道議会議員)

ご指名をいただきましたので、お話をさせていただきます。私も「頑張れ盲導犬セミナー」の実行委員長を務

めており、北海道盲導犬協会にも時々お邪魔しています。

中途失明者の方が多いということでしたが、おっしゃるとおりです。今日は限られた時間でしたので、一例として盲ろう者の方に対応した点字付きの薬袋のお話をしました。ご指摘があったスピーチオンですが、ご存知の方はまだ少ないと思います。私、スピーチオンについて道議会で取り上げました。先程のようなご指摘が出るのであれば、本日の会合においても、配布資料にスピーチオン対応の SP コードを乗せるなどの配慮が、主催者側にあっても良かったと思います。

ちなみに本日、北海道が出している資料(北海道の人権)パンフレットには SP コードが印刷されています。北海道の障害者福祉計画にも SP コードが載っています。先ごろ、議会で、北海道においても音声読み上げ装置などの導入を積極的にどうすべきであると要望したところ、道の保健福祉部障害者福祉課で 1 台設置してくれました。

私は中途失明者が増え、そういう方々は点字を読むことが難しいことはよく存じ上げており、そのために、音声読み上げ装置の普及を訴えているのです。

ですから、本日のセミナー資料に SP コードがないというのは不十分であると、主催者に苦言を呈しておきたいと思います。

それから、公明党の参議院議員が 1 割負担うんぬんという話は、私は存じ上げないので承知をしていませんが、私は党の見解ではないと思っていますので、お話を伺ってびっくりしました。ただ、確認をしていませんから無責任なお話は差し控えさせていただきます。ぜひご理解ください。

もうひとつ情報の問題で、ろうあ連盟の方々からご相談がありました。ろうあの方々は、かなりの方々が携帯電話を所持されています。それは携帯電話のメールを使っているからです。私はそうした方々がいざという時のために緊急通報できるシステムが必要だと訴えたましたが、北海道警察おきまして、緊急のメール 110 番通報システムを現在、導入しております。障害者の方々への情報の提供については、出来る限りの様々な配慮が必要だと思います。

**スピーチオン(音声読み取り機器) パソコンなどで作成された SP コードを読み取り、音声で読み上げる。**

#### **司会(田中)**

ありがとうございました。それでは小谷さんからありましたが、北海道で条例が本当に必要なのかということがひとつ。それから地域をまたいで日常生活支援のサービスを受けられないのかということがふたつめです。

さらに議員の皆さんには政党には障害当事者の議員が必要ではないかという意見。

それから、中野さんには就労支援の推進に関する質問についてお話をお願いいたします。

#### **林 大記(北海道議会議員)**

はじめにお話をさせていただきます。条例については4者とも一致して北海道条例も作らなければいけないと思っています。

北海道条例が先か、国の法律が先かというところで、よく使う手法としては地域で先に作るということをやります。しかし、道の厳しい財政状況を考えると、いわゆる国が地方を支えるという仕組みを作ってもらわないと理念だけが走ってしまう危険性がありますから、先に国としての批准をして法制化する。その後道としてしっかり内実のあるものとして条例化するだと思います。

その部分では4人の意見は一致していますから、そういう方向での取り組みが正しいと思っています。

#### **司会(田中)**

心強いお言葉でした。ありがとうございます。それでは中野さんお願いします。

### **中野孝浩(北海道障害者保健福祉課長)**

条例については、北海道が決めるということではなく、議会が議論をして決めるということになります。

しかし、我々は条例がないからできないというのではなくて、条例がなくてもやるべきことはやっていかないといけない。条例がないからできないというのは、道として無責任ことになると考えています。

千葉県のお話を伺って、条例の特徴として地域住民が声を上げて作ったとありました。

条例自体、権利とか罰則など、条例でなければできないこともあります。むしろ今回の千葉の条例が良かったのは理解を広げることにあると思います。条例制定の過程で地域住民を巻き込んで話し合いをした。そして、話し合いを通じた解決のプロセスを得たとお聞きしてすばらしいと思いました。

逆に言えば、地域取り組みをしっかりと、そういう取り組みがあれば、条例がなくても実現できると考えています。

道の立場で言えるのは、条例がなくても出来ること、おそらく9割以上のことができると思います。そういう取り組みを地域の皆さんと力を合わせながらやっていくというのが我々道としてやらなければいけないことだと思っています。

条例がない、だから出来ないということを言い訳にせずに行っていくことを道の立場として考えています。

### **清水誠一(北海道議会議員)**

先程の旅行に行く際のお話がありました。今の制度では、時間にしても負担にしても、メニューにしても、市町村で決められている。それが支援費のときは国で決められた。ところが移動支援で赤字になった。赤字になった理由は財務省に頭をたたかれているから、厚労省が予算要求できないからです。ところが、それで赤字になったから自立支援法で負担金を取ろうと言って、移動支援、地域支援、教育支援として市町村に責任をかぶせた。ですから、これはある部分で改正の大きな点になると思います。

旅行というお話でしたが、昨年、東京で陳情活動を行っている際に広島県から来ている難病をもった方の薬が切れて動けなくなってしまったことがありました。ですから、移動するためにはやはり24時間、ヘルパーさんが必要なんです。

ですから、単純にこれは市町村の市域支援事業ですという、そういう単純な枠組みでは人間の生活は決められないと思います。その枠組みからなかなか超えられないでいる。それは欠陥制度だと思っています。

いま与野党ともに改正に向けて取り組みがされていますし、私たち団体なども要求しています。

いまの団体では市町村で違いますから、残念ですがバラバラです。これも国が指針を決め、財源も責任を持ち、どこの市町村も同じメニュー、同じ基準でなければならない。

これは改善しなければいけない。そして、旅行ができるようにしなければいけないと思っています。

300時間という時間も市町村で違います。買い物、旅行は駄目で、病院ならいいというところもある。

これくらいバラバラです。ですから、皆さんの意見をどんどん出してください。

我々も同じようなご意見をいただいていますから、改正の内容に。

先程、「かでの27」の話もありましたが、それについてはDPI北海道ブロック会議として強く要請してください。

そういう意向があれば、我々4人、会場にも広田さんがいますから5人で交渉しますから。

### **司会(田中)**

ありがとうございます。本当に良いのかなと思いますが。

今日の大きなテーマは障害者が声を上げることにあると思います。先程のご質問で障害当事者の議員の話がありましたが、議員の方々にお考えをお聞きしたいと思います。

また、パネリストの人選も含めて、本日のセミナーについて主催者側からもお考えをお聞きしたいと思います。

### **西村(DPI 北海道ブロック)**

今回のパネリストの人選につきましては、DPI の世界大会が終わってから5年経ち、権利条約という札幌宣言のひとつが実現したわけです。次には権利法制です。先程も林先生からお話がありましたが、国の差別禁止法を作っていくとか動きがありますが、北海道の中でもそうしたプロセスを踏んでいくことが必要だと思っています。

今回の千葉県の条例につきましては、いろいろな課題がありましたが、その中で私が関心を持ったのはプロセスでした。そのプロセスの中に当事者と関係者が入ってきた。もうひとつ万田湖とは当初は議会との関係は薄かったのではないかと思います。そういう意味では、その条例を作る当事者は誰かと考えたら、当事者はもちろんですし、千葉県が作ってきた経過もそうです。もうひとつ、議員の方たちが当初の段階から関心を持っていただくということが必要ではないかと思います。

きょうご参加いただいた4名の議員のかた、さらに今回出席できなかったフロンティアの久保議員については、DPI 札幌大会成功のためにご尽力を頂戴した皆さんです。そして私たちが、この札幌大会の準備段階から申し上げてきたことは、札幌大会まで何を作り、そして大会後に何を残すのかということを内部的なスローガンとして掲げてきました。それが障害者の福祉をいうものを、人権、権利の視点から見ていくことだと思っていますので、今回はそういった視点からパネラーの方々については依頼をさせていただきました。

そして、もうひとつの当事者である行政という立場である北海道の課長にも来ていただき、この議論に参加をしていただくということをお願いをしました。

北海道自体が条例を作るということを必ずしも考えていないようですが、やはりこうした問題が現在の障害者政策で必要だという認識は持っていただいていると思いますので、そうした中で一つひとつ積み上げていくことが必要だと思っています。

最後に佐藤先生からあったコメントについては、今回の資料でパワーポイントであるとか、あるいは条約関係につきましてはもともとのデータと文字数の関係からできません。ただ、それ以外の部分ではご指摘のとおりできる部分もありますので、率直に受け止めたいと思います。

さらにはテープ録音や読み上げなどの著作権の放棄ということでアイマークというのがあるんです。そういうものを入れているものも一部ありますので、今後も取り組みをしていきます。

### **司会(田中)**

ありがとうございました。

ここで、千葉県の横山さんが飛行機時間の関係で退席となります。

拍手でお見送りをしたいと思います。

### **西村(DPI 北海道ブロック)**

横山さんについては、今朝の便で来ていただいて、明日にまた業務があるそうです。

### **司会(田中)**

もうひとつ質問事項がありまして、就労支援推進委員会というのが道で立ち上がっていて、国の成長力底上げ戦略にも関連して、工賃倍増計画というのも議論されていると中野さんからありましたが、ご質問にも回答いただく形をお願いします。

## 中野孝浩(北海道障害者保健福祉課長)

ご質問をいただいた就労支援の関係ですが、工賃倍増で働いている障害者が振るいかけられるのではないかとご質問でしたが、それはあってはならないことと思っています。いま工賃倍増に向けて取り組んでいることは、障害のある方が働いておられますが、非常に安い工賃、場合によっては3000円や5000円というひどい状況にあるという実情があります。それは障害の方の能力を最大限生かしているかという必ずしもそうではない。それをマネジメントする人の問題ではないかと、そういう環境を整えていけば、障害のある方々もいまよりも3倍も工賃が得られるケースがあると思います。その辺は施設や道や行政もしっかり応援をしていかなければいけないと思っています。

ですから、振るいにかけるというのではなく、今ある能力をしっかり生かしていただく。その分、働く意欲にもつながる。こういう部分を応援したいというのが我々の就労支援に向けた方針であります。

もう一点、厳しい北海道の中でできるのかということです。有効求人倍率が0.5くらいで一般就労ができるのかということでしたが、北海道では中小企業で障害のある方々がうまく働いているケースが多々あります。全国的に見ても北海道は55人未満の小企業中心に非常に熱心に取り組んでおられ、業績も上がっているという良い事例もあります。そういうところを見習っていけば、いろいろと工夫の余地もある。例えば、千葉県庁の中で障害のある方々でも出きる業務というのを集めて、障害のある方が働けるワークステーションのようなものを作るなどの環境整備をして成功している事例もあります。このように環境整備をすれば、障害のある方々の能力をいま以上に生かして楽しく、勢いをもって働いてもらえと思っています。このようなことが工賃倍増とか、就労支援に向けた考え方です。ですから、これは障害のある方のやる気、働きたいという気持ちを応援するという事です。分けたり、振るいにかけるということは絶対に避けるという取り組みです。

ちなみに道の委員会の委員長は、田中先生ですので、その辺を十分に踏まえてご議論をいただきたいと思っています。

## 司会(田中)

時間を迫ってきていますが、最後に東さんに今日一日のまとめのコメントをお願いしたいと思います。

## 東俊裕(DPI 日本会議条約担当役員・弁護士)

条約署名の後で日本政府は仮約を出しました。条約は、そもそも日本語は正文ではありませんので、あくまで仮であるということは何も変わりありません。具体的に国内課題との関係で条約をどう解釈するかということでは、仮約は非常に大きな意味を持つこととなります。

ところが外務省の中の条約総局という、内閣法制的なところが担当らしいのですが、障害者のこれまでの経過については、あまり情報を持っていないところがやっています。ですから、言葉の使い方とか、考え方ですか、私たちから見るとかなり不適切な使い方がなされているところがあります。

もうひとつは、訳の仕方の問題ではなくて、各省が批准する気で取り組もうとしているのかと疑問に思えます。文科省も第8回のアドホック委員会ではインクルーシブ教育について賛成する限りにおいては、学校教育法の施行令については抜本的な改正が必要だと担当者は言いました。

しかしながら日本に戻ってくると、違うトーンで聞こえてきて、どうなっているのか分からない。

批准するという方向性は間違いないところですが、具体的な国内課題をどう整備していくのかという観点からすると、いろいろ問題があります。

子どもの権利条約のように、ほとんど何も影響がないよう形で終わる可能性だってあり得る。

そうなると条約はお飾りで終わってしまうこともある。

そうさせないためには地域から声を上げていくということが大きな要素になると思います。千葉県条例ができ

たということ。韓国での動きを考えてみても、みんなが地域で団結していくことが力になることが確認されています。西村さんが言うように権利という視点から見直していくという作業の中で、皆さんが自分のことだけではなく、他の障害を含めて、現実を共有しあう。それを議会の先生方にも分かっていたくという努力が大事です。

こうということが歴史を変えていくことにつながると改めて感じました。

抽象的な葉話で終わりますが、

権利をテーマに議論とするというのは北海道以外ではあまりありません。だからこそ頑張っていたきたいと思います。皆さん方の力が世の中を変えていくということを確認できてよかったと思います。

#### **司会(田中)**

今日は非常に意義のある会議だったと思います。進行の手順が悪くなくて、皆さんの意見を十分汲み取れなかったところがあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

それではこれで閉会したいと思います。

最後にパネリストの方々に拍手で感謝したいと思います。ありがとうございました。